

## 平成26年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年7月30日(水) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 11名
  - 1番 金崎 均      2番 徳久 信義      3番 大西 準一
  - 5番 森崎 英明      6番 木浦 由子      10番 加藤 重喜
  - 11番 坂本 幸      12番 宇治橋 俊美      13番 永友 清太
  - 14番 渡瀬 俊弘      会長 坂本 弘志
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の日程
  - 第3 諸報告
  - 第4 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
  - 第5 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
  - 第6 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭      局長補佐 三笠浩三  
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

定刻になりましたので、ただいまから平成26年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いします。

[議長]

こんにちは。ただいまより会議を始めたいと思います。本日の委員13名中11名が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。森委員・永友祥一委員につきましては欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議事録署名委員及び会議書記の指名」を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、3番大西準一委員、5番森崎英明委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。日程第2の「会期の決定」については別記のとおり、本日7月30日の一日間とすることについて、ご異議ございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日7月30日の一日間と決しました。議事日程第3の「諸報告」を事務局に求めます。

#### [事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告7月。

1日火曜日、高鍋町農業委員会委員選挙 告示日。6日日曜日、高鍋町農業委員会委員選挙 投票日。投票につきましては、ご存じのとおり無投票となっております。7日月曜日、平成26年高鍋町議会臨時会 10時より高鍋町役場議場にて開催されております。会長・鳥井が出席しております。7日月曜日、高鍋町農業委員会委員当選証書付与式13時30分より高鍋町役場第1会議室にて行われております。公選委員・鳥井が出席しております。16日水曜日、農地あっせん委員会13時30分から高鍋町役場第3委員会室にて行われております。坂本弘志委員・渡瀬委員・坂本幸委員・木浦委員、事務局からは鳥井・三笠が出席しております。19日土曜日が高鍋町農業委員任期となっております。22日火曜日、農業委員会委員選任辞令交付式13時30分から高鍋町役場町長室にて行われております。選任委員の皆さまと事務局から鳥井が出席しております。22日火曜日、農業委員会臨時総会が14時から高鍋町役場第3会議室にて行われております。全委員出席となっておりますが、坂本幸委員が欠席となっております。職員につきましては全職員出席しております。22日火曜日、農業委員会全員協議会、総会終了後15時から第3会議室にて行われております。こちらも全委員出席となっておりますが、坂本幸委員が欠席となっております。事務局につきましては、全職員出席となっております。23日本日の議案となっております4条5条についての現地確認が9時から行われております。大西委員・渡瀬委員・加藤委員、事務局からは鳥井・永友が出席しております。30日水曜日、本日です。農業委員会総会が14時から第3会議室にて行われております。こちらも全委員出席となっておりますが、森委員・永友祥一委員が欠席となっております。事務局からは全職員出席となっております。この後ですけれども、平成26年度第1回高鍋町農業経営改善等対策会議が第3会議室にて行われる予定です。出席につきましても、森委員・永

友祥一委員が欠席となっております。事務局からが鳥井が出席します。

業務計画 8月。4日月曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会が15時から川南町役場第2会議室で行われます。会長と鳥井が出席致します。21日木曜日、現地調査9時からとなっております。森崎委員・坂本幸委員・森委員、事務局から鳥井・永友が出席予定です。25日月曜日、第40回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が14時から宮崎県トラック協会第1・2会議室にて予定されております。会長が出席予定です。28日木曜日、農業委員会総会が14時から高鍋町役場第3会議室にて行われる予定です。委員全員出席、事務局全職員出席となっております。諸報告につきましては以上です。

#### [事務局]

続きまして3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年6月30日、農業委員会総会承認分です。農地法4条申請、平成26年6月23日に現地調査を行っております。申請人 ○○○○、転用目的は進入路で問題ありません。

農地法5条申請、平成26年6月23日に現地調査行っております。借受人 ○○○○・○○○○、貸付人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は宅地分譲で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅及び進入路で問題ありません。いずれも7月18日付けで許可となっております。以上です。

4ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。1番権利者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○ ○○ ○○番 畑 4,120㎡他2筆。取得日 平成25年3月16日、相続によるものであつせんの希望はありません。続きまして5ページをご覧ください。合意解約届出書について、農地法第3条による使用貸借契約がなされていましたが、このたび合意解約書が提出されましたので報告いたします。

1番 大字○○字○○ ○○番 田 451㎡他3筆。使用借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、使用貸渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成26年7月16日、解約成立日同じく平成26年7月16日、土地引渡日は平成26年8月21日。以上です。

#### [事務局]

それでは6ページをお開きください。合意解約届出について、農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

1番申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 2,251㎡。借受人 ○○大字○○

〇〇番地 〇〇〇〇、貸渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成 26 年 7 月 16 日、解約成立日 平成 26 年 7 月 16 日、土地引渡日 平成 26 年 8 月 29 日。以上報告致します。

[議長]

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございませんか。

あっせんについての報告をいたします。7月16日に渡瀬委員と私と事務局から鳥井局長と三笠補佐、〇〇〇〇から〇〇〇〇さんが来られまして、申出者 〇〇〇〇さんの土地を借り受ける〇〇〇〇さんとのあっせん委員会を行ないました。面積は 3,526 m<sup>2</sup>で、反当〇〇円、総額〇〇円で話が成立しました。以上報告致します。

[11番]

あっせんの報告を致します。16日の日、私と木浦委員で〇〇 〇〇 〇〇番畑 2,251 m<sup>2</sup>、口蹄疫の埋却地です。買受申出者 〇〇〇〇、相手方 〇〇〇〇、〇〇円で売買が成立していた事を報告致します。

[議長]

他にご意見はございませんか。それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

日程第4、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について。

土地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 659 m<sup>2</sup>。申請人 〇〇大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 駐車場となっております。こちらは精肉加工場及び農畜産物販売所の駐車場敷地となっております。担当の大西委員ご説明をお願い致します。

[3番]

この土地は〇〇〇〇が精肉を販売する予定で、駐車場がないという事で作ってます。9ページをご覧ください。この土地は昨日の新聞に載っていたと思うんですけど、イスラム圏に牛肉を販売するという事で今取り組んでいるそうで

す。ここで精肉にして売り出すという事ですので、6次産業化で大変いい事だと思います。この土地は駐車場という事で砂利を敷いて、自然を利用するという事。周りは全部〇〇〇〇さんの畑になっていますので、別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

23日の日、大西委員・加藤委員・私と事務局とで現地調査を行いました。既に家屋は出来上がっていきまして、駐車場が無いという事の申請です。排水もU字溝を設置しまして、周辺に迷惑がかからないよう工事をしますという事です。調査班の検討の結果、認めるべきと決しましたので報告を致します。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地であります。いわゆる青地でございます。ですので、1種・2種・3種の区別はございません。この土地については、農用地区域内の畑から農用地区域内の農業用施設用地への用途変更が完了いたしております。

転用目的は農業用施設用地であります精肉加工場及び農畜産物販売の駐車場敷地であります。駐車場を作り、砂利を敷き詰め、雨水については自然浸透する計画となっております。

事業費は造成費が〇〇円ということで預金通帳の写しが添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

[2番]

この加工場及び販売所はどこにあるのでしょうか。

[3番]

大平寺の上です。蚕丁場とって、〇〇〇〇さんの隣です。

[議長]

よろしいでしょうか。他にございませんか。それでは質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第5，議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について。11ページをお開きください。

1番 土地大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 750㎡他3筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的、施設等につきましては自治公民館運動広場となっております。担当の大西委員ご説明をお願いいたします。

[3番]

この土地は公民館のすぐ隣にある土地なんですけど、昨年までは田んぼを作っていたんですが、もう作られないという事で現在は荒れています。この土地を埋め立てて公民館の運動広場として、〇〇〇〇さんが貸し付けるという事だそうです。この土地を埋め立てるのは、地区の防災工事に伴う土砂が出るそうですので、それを埋め立ててするという事だそうです。水利組合とも話合いが付きましてという事で、排水につきましては舞鶴団地の側溝に流すという事だそうですので、別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

担当委員の説明の通りであります。運動広場という事で、調査班として検討の結果認めるべきと決しましたので報告申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域に近接し住宅が連担していることから第2種農地と判断されます。

転用目的は運動広場となっております。

土地境界には土墨を築いて、土砂の流出を防ぎ、近隣農地の工作物に被害を及ぼさないようにし、雨水については土墨にパイプを設け、水路に放流する計画となっております。

事業費は、広場の埋め立てに必要な土砂は地区内で実施する宮崎県の防災工事により排出される山土の無償提供を受け工事を実施することとなっております。また転圧や排水等の工事も埋め立てと同時に無償で行っていただく計画となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか  
はい、13番

[13番]

14ページの地図を見ますと、〇〇と他の申請地との間に水路がありますけど、この部分には全く覆いだとかそういう計画はないのでしょうか。水利組合との話は付いてるという話はありませんが…。

[事務局]

15ページの図面をご覧ください。この部分につきましては、計画では何もしないという事で計画書が挙がってきているところです。農業用排水につきましては、こちらは雨水を流すだけでという事で申請が挙がってきているところです。

[議長]

他にはございませんか。それでは質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

2番 土地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 828 m<sup>2</sup>。譲渡人 〇

○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○ ○○ ○○番 ○○○○。  
転用目的は露天駐車場となっております。担当の森崎委員ご説明をお願い致します。

[5番]

役場西側の道路を北に向かうと野津手病院がありますが、野津手病院の西側になります。現在は休耕地となっております。申請地は北南に町道、西側に住宅、東側は病院駐車場及び甘藷が一部植えてあります。東側の甘藷が植えてある部分につきましてはブロック塀を設置するという事でありまして、十分に注意して設置を行うという事なので問題はないかと思えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

報告致します。この申請地には渡瀬委員の言われたメンバーで調査を致しました。森崎委員の言われる通り、この野津手医院の駐車場のすぐ西側になりますが、薬局の方が買い入れて駐車場に使うという事で、今借り入れてる所が返さないといけないという事でございます。ここは区画整理が行われた所であり、問題ないという事になりました。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域、及び第2種住宅地域に用途区分されていること、また高鍋都市計画畑田土地区画整理事業が実施されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。

転用目的は露天駐車場であり、西側住宅地とクリニック駐車場にはすでにブロック塀があります。東側の畑側に転用後ブロック積みを行い整地する計画となっております。整地については隣地に被害を及ぼさないよう十分な注意のもと行うこととなっております。

事業費は、土地代が約○○円、造成費○○円となっております。なお、金融機関の残高証明書が添付されております。こちらの用途区域におきましては、



二つの用途を申し上げましたが、二つの所にまたがっている土地という事でご理解をいただきたいと思います。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

12ページをお開きください。3番 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地目 田 面積 522 m<sup>2</sup>。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的一般個人住宅となっております。担当の森崎委員ご説明をお願い致します。

[5番]

説明します。場所につきましては、高鍋木城線という事でJA児湯を西へ向かって寿石油、そして道を挟んで南側に位置します。個人の住宅建設の伴う申請です。南側に道路、三方については宅地です。土砂の流出を防ぐ為ブロック塀の設置をされます。排水については公共下水に接続、雨水については既設の側溝に接続するという事です。周辺についてはほとんど住宅地という事で、現在ここについては水稻栽培がされており、収穫前という事です。何ら問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

金額につきましては、土地取得費が〇〇円という事であります。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願い致します。

[10番]

報告致します。ここは今、森崎委員が言われました通り、水稻が栽培してありましたが、周りがすべて宅地と道路で他の農地が隣接してありませんので、被害が出るという事もなく、問題はないという事になりました。よろしくお願ひ致します。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願ひします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第2種住宅地域に用途区分されていること、また高鍋都市計画畑田土地区画整理事業が実施されていることから第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。

転用目的は一般個人住宅となっております。転用面積は 522 m<sup>2</sup>となっております。申請地周囲にはブロック塀を設け、土砂流失を防除し、雑排水については公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ接続する計画となっております。隣地との境界はコンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

事業費につきましては、先ほど森崎委員が申された通りで、預金残高証明書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に、日程第6議案第38号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 451 m<sup>2</sup>他3筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願い致します。

[15番]

説明致します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇は諸報告のところでお伝えしました通り、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとのあっせんが成立しまして、〇〇〇〇が〇〇〇〇さんの土地を買われました。所有権移転という事ですのでよろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,251㎡。所有権の移転を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員ご説明をお願い致します。

[11番]

説明致します。16日のあっせん委員会で成立した老瀬坂上の畑 2,251㎡です。場所は甦る大地の会の肥料工場から300メートルほど西に行った所です。〇〇〇〇から〇〇〇〇への所有権移転ですが、価格は〇〇円。作物としては一応甘藷を考えていたそうなんです。間に合わずに、秋に麦を作付する予定だそうです。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして、25ページをお開きください。利用権設定になります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 451㎡他3筆。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願い致します。

[15番]

説明致します。この土地はあっせんで〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが買い受けたものです。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇に所有権移転がありまして、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇さんに5年間貸し出すという事で、利用権貸借になっております。〇〇〇〇〇〇さんは認定農業者になっているので、別に問題はないと思いま

すのでよろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上をもちまして本日に議案すべてが終わりましたが、皆さんから何かありませんでしょうか。なければこれもちまして、平成26年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(15時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番